

議案第37号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
7 鳥取力創造運動推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
略				

改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
7 鳥取力創造運動推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	
略				

33 鳥 取県 ワク チン 接種 緊急 促進 基金	子宮頸がん ^{けい} 予防ワクチン、 ヒブワクチン 及び小児用肺 炎球菌ワクチ ンの接種を促 進し、感染症 の予防を図る こと。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
34 鳥 取県 住民 生活 に光 をそ そぐ 基金	配偶者等か らの暴力によ る被害者の支 援等の社会的 に弱い立場に ある者に係る 対策及び自立 支援並びに知 の地域づくり の取組を実施 し、住民生活 の向上及び地 域の活性化を 図ること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

33 鳥 取県 ワク チン 接種 緊急 促進 基金	子宮頸がん ^{けい} 予防ワクチン、 ヒブワクチン 及び小児用肺 炎球菌ワクチ ンの接種を促 進し、感染症 の予防を図る こと。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
--	---	---------------------------------	-------------------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。